

改正後	現 行
<p data-bbox="371 280 987 312">国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要領</p> <p data-bbox="320 368 1142 619">           令和4年10月7日付け4農畜機第3901号承認            令和4年10月7日付け中酪（総務）発第326号            一部改正 令和5年3月31日付け4農畜機第7489号承認            一部改正 令和5年4月3日付け中酪（総務）発第3号  <u>一部改正 令和5年5月24日付け5農畜機第1388号承認</u>  <u>一部改正 令和5年5月26日付け中酪（総務）発第137号</u> </p> <p data-bbox="215 675 344 707">前文〔略〕</p> <p data-bbox="215 762 376 794">第1 〔略〕</p> <p data-bbox="215 850 454 882">第2 事業の要件</p> <p data-bbox="255 898 409 930">1～3 〔略〕</p> <p data-bbox="255 946 568 978">4 補填金交付対象牛等</p> <p data-bbox="273 986 1137 1315">           補填金交付対象牛は、第1の1の（1）については、牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）において、令和4年4月1日又は同年10月1日時点の月齢が26か月齢以上の経産牛（ホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛とする。以下同じ。）とし、第1の1の（2）については、牛個体識別台帳において、令和4年11月1日時点の経産牛とする。また、補填金交付対象頭数は、第1の1（1）については、事業に参加する酪農経営体における令和4年4月1日時点         </p>	<p data-bbox="1319 280 1935 312">国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要領</p> <p data-bbox="1267 368 2089 531">           令和4年10月7日付け4農畜機第3901号承認            令和4年10月7日付け中酪（総務）発第326号            一部改正 令和5年3月31日付け4農畜機第7489号承認            一部改正 令和5年4月3日付け中酪（総務）発第3号         </p> <p data-bbox="1160 675 1290 707">前文〔略〕</p> <p data-bbox="1160 762 1321 794">第1 〔略〕</p> <p data-bbox="1160 850 1400 882">第2 事業の要件</p> <p data-bbox="1200 898 1355 930">1～3 〔略〕</p> <p data-bbox="1200 946 1514 978">4 補填金交付対象牛等</p> <p data-bbox="1218 986 2083 1315">           補填金交付対象牛は、第1の1の（1）については、牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）において、令和4年4月1日又は同年10月1日時点の月齢が26か月齢以上の経産牛（ホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛とする。以下同じ。）とし、第1の1の（2）については、牛個体識別台帳において、令和4年11月1日時点の経産牛とする。また、補填金交付対象頭数は、第1の1（1）については、事業に参加する酪農経営体における令和4年4月1日時点又         </p>

改正後	現 行
<p>又は同年10月1日時点の飼養頭数のうちいずれか少ない方とし、第1の1の(2)については、事業に参加する酪農経営体における令和4年11月1日時点の飼養頭数 <u>(第1の1の(1)に係る補填金が、令和4年4月1日時点又は10月1日時点の飼養頭数のうちいずれか少ない方の頭数を超過する頭数について交付された酪農経営体にあつては、令和4年11月1日時点の飼養頭数から当該超過する頭数を控除した頭数)</u> とする。なお、令和4年4月1日以降に新規就農した酪農経営体においては、第1の1の(1)の補填金交付対象頭数は、同年10月1日時点の飼養頭数とし、第1の1の(2)の補填金交付対象頭数は、同年11月1日以降に就農し、原則として搾乳を開始した日時点の飼養頭数とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>第3～10 [略]</p> <p>別表1・2 [略]</p> <p>別添様式1・2 [略]</p> <p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第1号の別添</p> <p>令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施計画</p>	<p>は同年10月1日時点の飼養頭数のうちいずれか少ない方とし、第1の1の(2)については、事業に参加する酪農経営体における令和4年11月1日時点の飼養頭数とする。なお、令和4年4月1日以降に新規就農した酪農経営体においては、第1の1の(1)の補填金交付対象頭数は、同年10月1日時点の飼養頭数とし、第1の1の(2)の補填金交付対象頭数は、同年11月1日以降に就農し、原則として搾乳を開始した日時点の飼養頭数とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>第3～10 [略]</p> <p>別表1・2 [略]</p> <p>別添様式1・2 [略]</p> <p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第1号の別添</p> <p>令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施計画</p>

改正後									現 行								
1 (1) 補填金を交付するのに要する経費 (単位：頭、円)									1 (1) 補填金を交付するのに要する経費 (単位：頭、円)								
酪農 経営 体 戸数	令和 4年 11 月 1日 時点 の 経産 牛頭 数①	控除 頭 数 ②	対象 頭 数 ③ ① ② ①	補填 金 単 価 ④	交付金 額 ⑤ ③× ④	負担区分		今回 概算 払 請求 額	備考	酪農経 営体戸 数	対象頭 数①	補填金 単価 ②	交付金 額 ③ (① × ②)	負担区分		今回 概算 払 請求 額	備考
						補助 金	その 他							補助金	その 他		
注1：控除頭数は、第I期対策の補填金交付に係る対象頭数の超過があった場合において、当該超過分を記載する。									[新設]								
注2：対象頭数は、令和4年11月1日時点の経産牛頭数から控除頭数を控除した頭数を記載する。																	
1 (2) [略]									1 (2) [略]								
2 添付書類 令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業 酪農生産改善計画等取りまとめ表									2 添付書類 令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業 酪農生産改善計画等取りまとめ表								

改正後															現 行														
(注 1)															(注 1)														
(注 2)															(注 2)														
別紙様式第 2 号～別紙様式第 6 号〔略〕															別紙様式第 2 号～別紙様式第 6 号〔略〕														

注 1 : 「国産飼料の利用拡大及び生産コストを低減させるための取組」の欄には該当する箇所には○印つけること。

注 2 : ⑮は令和 4 年度第 II 期対策において、令和 4 年度第 I 期対策と変更がない場合。

別紙様式第 2 号～別紙様式第 6 号〔略〕

注 1 : 「国産飼料の利用拡大及び生産コストを低減させるための取組」の欄には該当する箇所には○印つけること。

注 2 : ⑮は令和 4 年度第 II 期対策において、令和 4 年度第 I 期対策と変更がない場合。

別紙様式第 2 号～別紙様式第 6 号〔略〕

附 則 (令和 5 年 5 月 26 日付け中酪 (総務) 発第 137 号)  
この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。